

整理をどう進めるかを考える上で重要な試みと思われる。

- (7) 内閣大庫原蔵明清檔案原件、N.O. 056013、乾隆二十三年十一月十五日、大學士忠勇公兼署步軍統領事務傳恒等。引用史料訳文の「」は筆者による補足を、「」は註記となる。

- (8) 渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」(『史苑』四十一卷一号、一九八一年)。

- (9) 吳壇『大清律例通考』卷十「戶律婚姻典雇妻女」。女性の売買は、岸本美緒「妻を売つてはいけないか?—明清時代の売妻・典妻慣行ー」(『中国史学』卷八、一九九八年)を参照。

- (10) 吳壇『大清律例通考』卷三十「刑律訴訟干名犯義」。

- (11) 吳壇『大清律例通考』卷二十七「刑律闕段上 闕段」。

- (12) 内閣大庫原蔵明清檔案原件、N.O. 040544、嘉慶十五年四月二十八日、經筵講官太子太師丈華殿大學士管理刑部事務世襲騎都尉臣董誥等。

- (13) 吳壇『大清律例通考』卷二十六「刑律人命 戲殺誤殺失殺傷人已刪例文」。

- (14) 吳壇『大清律例通考』卷二十六「刑律人命 戲殺誤殺失殺傷人第六条例文」。精神疾患者の犯罪については、中村茂夫「精神病者の刑事責任」(同『清代刑法研究』、東京大学出版会、一九七三年)参照。

- (15) 善堂については、夫馬進『中国善会善堂史研究』(同朋舎出版、一九九七年)、梁其姿「施善与教化明清的慈善組織」(『吳壇『大清律例通考』卷二十六「刑律人命 戲殺誤殺失殺傷人第九条例文」)。

(16) 織(聯経出版、一九九七年)を参照。
村上正和「嘉慶・道光期の北京における救貧活動と流民問題」(『東洋學報』第百卷第三号、二〇一八年)。

- (17) 内閣大庫原蔵明清檔案原件、N.O. 056028、乾隆二十三年十一月二十日、大學士忠勇公兼署步軍統領事務傳恒等。なお、「發遣」は死罪一等を減じられた者に対する適応される厳しい刑で、逃亡したとはいえ、張五が起こした傷害事件の刑としては著しく重い。これは、張五が精神疾患者とは判断されなかつたのか、それとも善堂からの脱走者には総じて発遣が適用されたのか興味深い問題となる。

- (18) 吳壇『大清律例通考』卷二十六「刑律人命 戲殺誤殺失殺傷人第九条例文」。

- (19) 吳壇『大清律例通考』卷二十六「刑律人命 戲殺誤殺失殺傷人第九条例文」。

《書評論文》

加藤直人先生の業績を振り返る

綿貫哲郎

はじめに

令和二(2020)年九月一日、加藤直人先生は第十四代日本大学学長に就任された。日本大学の職員や専任教員等にとっては、校務に尽力される加藤先生の姿を思い浮かべると同様に、清朝史や内陸アジア史等の研究者にとって

先生だが、筆者もまた二十年以上にわたって本学で研究指導を受けてきた。本学の内部で加藤先生の研究テーマに一番近しい筆者が、清朝史・滿族史の視座から加藤先生の業績を振り返る、それが本稿の目的である。

一 清代満洲語文書資料について

加藤直人先生の研究テーマに関して、日本大学文理学部史学科ウェブサイトには「清代満洲語文書資料の系統的研究」とある。

清(Daicing gurun、一六三六～一九一一年)という王朝は、ツングース系の満洲人が中国東北(マンチュリア)に建て、明朝の滅亡によって中国本土(China proper、漢地)に進出したのち、パミール高原以東の東トルキスター

ン（新疆）におよぶ広大な地域を統治した。この清朝は、様々な意味において現代中国の原型でもある。例えば、現代中国が抱える「民族問題」や「領土問題」また「人口問題」のような課題は、清朝 자체にその淵源を求めることができる。

「最後の中華王朝」ともいわれる清朝は、漢人政権である明朝（一三六八～一六四四年）より中國伝統の六部制を中心とする行政制度と儒教思想に根ざす政治理念を継承したことから、このような視座は、社会経済史をメインに据えた中国近世史研究を意味しており、その資料は漢文であった。漢文資料は漢人社会の諸相を見るのであれば問題はないが、清朝の支配層は満洲人が主体である。その清朝の政治や社会、満洲人と漢人との関係等を考えるには、漢文資料だけでは不十分であり、清朝の「国語（gurun-i-gisun）」であつた満洲語を満洲文字（Manjusun、滿文）で記した文書資料を読む必要がある。こちらは同じ清朝の歴史でも「清朝史」・「満族史」と称されたきた。

清朝は、中国本土と中国東北、また藩部と称されたモンゴル・青海・チベット・東トルキスタン地域を統治していた。一般に、清朝は重要官職には満漢併用制（「満缺」

しかしながら、清朝史・満族史ではあたりまえの考え方とは、以下のような理由で、一般に認識されていないだけでなく、広く学界にも浸透しているとは現状では言い難い。

一つは、清朝支配層の満洲人についてである。満洲人は中国本土に進出後、百年近く経った雍正・乾隆年間（十八世紀）を境として先進的な漢文化に埋没し、その民族的特徴（特に言語）を失い、事実上漢人に同化（「漢化」）されたとする見解である。この考え方を盲信すると、満洲人は本質的に漢人と同様の思考と支配をおこなつていたはずと見なされ、漢文資料の利用が先行されて、清朝の歴史を研究する者は満洲語を知らなくても研究の結果には何ら相違をもたらさないという考え方へ慣らされてしまう。

もう一つは、清朝の中国本土進出前は除くとして、漢語に満洲語の内容が訳出されていないものは皆無、つまり利用できる満洲語資料は漢語でも存在するはずで、満洲語はその写しに過ぎないと認識されていることがある。すなわち、満洲語は中国本土進出前の清朝および前身である後金（一六一六～一六三六年）研究をおこなう場合にのみ有用であり、中国本土進出後は、つねに漢語の翻訳が存在することが期待できると考えられため満洲語資料は不要と考えられてしまっていることである。⁽⁵⁾

しかし、入閑後の満洲語資料は決して漢語の直訳ではなく

と「漢缺」を採用したことは知られているが、それは中國本土（漢地）のみに限られ、中国传统の科挙官僚（「漢缺」）が十九世紀後半まで藩部統治に関与できなかつたことは意外と知られていない。かつて、ベネディクト・アンダーソンが中華王朝全土を「（漢字）巡礼圈」と見なしたが、実は清朝の統治構造にはあてはまらないのである。⁽³⁾

加藤直人先生は、『清代文書資料の研究』（二〇一六）の中で以下のように述べている。

宮崎「宮崎市定のこと：綿貫」はまた「雍正年間までは満洲語が一般的の通用語で……（中略）：次の乾隆帝の時代に入ると形成は急転して満洲人にして満洲語を知らざる大官も生じて朝廷を狼狽せしめた」と記し、乾隆帝期が通用語として満洲語を用いる転換点になると指摘している。そして、清末には「満洲語は満洲朝廷の治下に於いて已に過去の遺物となつてその生命を失つていた……」と述べる。たしかに、意思疎通のための伝達用具、あるいは会話手段としての満洲語の意義については、宮崎のいうとおりであろう。ただ、宮崎の言葉とはうらはらに、現実には満洲語による文書記録や臣下からの奏疏等は、すくなくとも清末にいたるまで日常的に継続され、かつ有効に利用されていたのである。⁽⁵⁾

かつたし、満洲語だけで漢語のない文書資料も数多く存在している。さらに、清朝が諸外国と締結した条約や界約（国境協定）では、一九〇一年の義和團議定書（辛丑条約）までは、ほぼ満洲語が正文やそれに準ずる言語として使用されており、漢文の登場は一八五八年の天津条約までまたなければならない（しかも正文ではない）ことなどが、現在は明らかにされている。

清朝が終始満洲人王朝であつたことを証明するためにも、満洲語文書資料の系統的な研究は不可欠である。そのためには、一つには、満洲人を支配層とする清朝が十八世紀以降においても、その「国語」である満洲語文書資料をどのように作成し用いてきたのか、もう一つは、中国本土進出以前と進出以後との「連続性」について、満洲語文書資料の編纂過程から明らかにする必要がある。

現在まで清朝史・満族史研究をリードしてきた加藤先生であるが、その研究生活は、誤解を恐れずに言えば、その当初から満洲語の文書資料にあつた訳ではなかつたのである。

二 内陸アジア史研究と満洲語文書資料

加藤直人先生は、松村潤先生（日本大学名誉教授）の下で研究を始めた。研究当初のフィールドは、偶然にも指導

教員の松村潤先生のかつてのテーマと同じ内陸アジアの東トルキスタン地域であった。

卒業論文は、十九世紀後半に東トルキスタンに成立したヤクーブ・ベク政権に関するもの、修士論文は、一八四七年に起った、清朝以前に東トルキスタンを統治していたホーリヤ一族による失地回復運動（「聖戦」）と清朝統治下の民衆叛乱について検討したものであった。修士論文は、早速「七人のホーリヤたち」の聖戦（一九七七）として活字化された。デビューランスにもかかわらず、日本を代表する歴史学の学術団体である史学会が刊行する『史学雑誌』に掲載されたことは、よく知られている。

デビューランスでは漢語・ロシア語・英語の資料を利用しているが、満洲語資料はない。加藤先生によれば、「なぜこの時代の東トルキスタンに興味をもつたのか定かではないが、おそらく「クリルタイ」での影響があった」という。クリルタイとは、毎年夏に長野県野尻湖で開催される内陸アジアをフィールドにもつ研究者の集い「日本アルタイ学会」のことだ、出身大学や年齢を問わず学部生から当該分野を代表する先生にいたるまで、合宿をつうじて自由な学びがおこなわれる交流の場である。中見立夫先生（東京外国语大学名誉教授）はじめ多くの研究者と学部生時代にここで出会っている。

ところで、加藤先生のデビューランスに満洲語資料が用いられていないことに触れたが、これは加藤先生が研究生活当初から満洲語を学んでいかなかったことを意味しない。加藤先生は、一九七〇年代前半より台湾の国立故宮博物院や中央研究院等で文書資料を調査され、成果の一つとして「清代起居注の研究」（一九七九）を発表した。「起居注」とは、皇帝の言・行の記録であり、歴代中華王朝で実施された制度と言われるが、明朝の一部と清朝のものが現存する。加藤先生は、台湾に現存する清代起居注の満洲文本・漢文本や草本等を網羅的に検討し、中華王朝としての起居注制度の創設が清代の十七世紀後半であること、また起居注は「実録」の原典ではあるが、文書的性格を残す別個の編纂物であることを明らかにした。本論文は、清代起居注に関する初の総合的研究であり、唯一の研究でもある。

加藤直人先生の台湾での資料調査は、一九六〇年代前半に台湾での『満文老檔』の原典「満文原檔（旧満洲檔）」の発見をうけ、同年代後半に清朝史・満族史研究者の神田信夫先生（明治学大学名誉教授・故人）と松村潤先生と岡田英弘先生（東京外国语大学名誉教授・故人）等が、台湾に満洲語文書資料があることを確認後すぐ行動に移したこととして注目される。このような研究の動きを台湾側が感じ取ったのか、この頃より一九七〇年代前半にかけて、台

内陸アジアと言えば、一般には「シルクロード」が有名であり、一九六四年の東京オリンピックの聖火リレーコースや平山郁夫の絵画で知られ、一九八〇年代初頭にはNHK特集シルクロードが放映されて、さらなるブームを巻き起こすことになるが、その一方で、シルクロードを中心とする東西交通路の通過点として位置づけられ、歴史地理研究や東西交流の媒介地としての文化研究が主流であつた内陸アジア史の研究分野は、一九六〇年代後半以降「沈滯」の時期にあつた。

加藤直人先生が、満洲語資料を使って論文を発表したのは、翌年の「欽定回疆則例」について（一九七八）が最初である。『回疆則例』とは、回部つまり東トルキスタンに居住する現地人官人ベクに対する則例（行政上に生じた事例を集めて編纂したもの）のことだが、加藤先生は、静嘉堂文庫と東洋文庫そして東京大学東洋文化研究所図書館所蔵の二つの満洲文本と漢文本『回疆則例』について、その成立過程と内容を検討し、ベクに対する則例であるにもかかわらず、現地語の版本がないこと、また完成時期が一八四三年であったこと等から、その実用性が疑わしいと結論付けた。実際、その四年後には前述したホーリヤ一族の侵入を招き、清朝は統治組織をこの地域から放棄してしまうのである。

台湾で価値ある満洲語文書資料の影印本が相次いで出版された。特に『年羹堯奏摺』は、加藤先生の研究をさらに進展させた。ちなみに加藤先生は、同書に影印された資料を直接用いるのではなく、出版物を現地の原資料と再び対照・確認してから利用している。「台北・國立故宮博物院編『年羹堯奏摺』（一九八〇）では、当該資料の特徴や価値についてまとめている。

「沈滯」していた内陸アジア史研究において、加藤直人先生は、研究上の根本資料として編纂資料から文書資料への利用をうつたえた。『史学雑誌・回顧と展望』「内陸アジア」（一九八〇）では、以下のように提言している。

今後の研究課題は、その現地踏査、考古学的調査の成果をはじめとして既存のもの以外の史料の集積にあるのではないか。たとえば清朝、民国、また中共支配下のその歴史を考えるならば、ソ連からは近年活発にアジア史関係の書籍、資料集などが出版され、中共では故宮に所蔵される明・清檔案、そして国民党資料の公開準備が進められており、台北・國立故宮博物院では、そこに所蔵される清代宮中檔案をすでに公開し、その中でも膨大な数のほる奏摺を現在影印出版中である。研究者は現地資料の集積はもちろんのことながら、そういう現実を踏まえて研究をすすめる必要が

ある。この時代を研究するときいまや『実録』や『方略』といった編纂された二次史料のみで研究である時代は終わったのである。

そして、斯界をリードする若手研究者の一人として、研究成果を続けて発表した。「一七一三年ロブサン・ダンジンの反乱」（一九八三）・「一七二三～四年、青海におけるラマの活動」（一九八四）・「ロブサン・ダンジンの叛乱と清朝」（一九八六）・「Lobijang Danjin's Rebellion of 1723」（一九九三）では、『年羹堯奏摺』の満洲語文書資料によって、これまで知り得なかつたロブサン・ダンジンの清朝からの離反やロブサン・ダンジンの反乱にラマ（チベット仏教の僧侶）が参加した理由、さらには清朝側の反乱鎮圧と徹底的な報復の経緯を明らかにした。

書評「アンジュン・呉元豊・趙志強著『シベ族が移動し駐防した記録（錫伯族遷徙考記）』」（一九八五）では、十七世紀末、中国東北で清朝に内附したシベ族のうち、一部が十八世紀中葉に辺疆防備のため新疆イリ地方に移住した歴史を紹介した。現在、シベ族は満洲語のネイティブスピーカーとして広く知られるが、この書評が後の清朝史や内陸アジア史研究者に与えた影響は極めて大きい。

一方、加藤先生は、日本所在の満洲語文書資料を調査・研究している。

通じて、典礼の準備・執行・事務処理の内容を追つたものである。注目すべきは、十八世紀末の京師（北京）において、典礼の際に満洲語の冊文・宝文の読める女官が不足し、東三省（dergi, ilan goło, マンチュリア）にまで声をかけたという記述である。当時の北京における女性を含めた満洲語話者の状況を知る上で、貴重な指摘である。

以上みてきたように、加藤直人先生のフィールドは、元来は東トルキスタン地域であり、また「起居注」研究についても、当時の内陸アジア史研究の基礎資料たる編纂資料「実録」の原典研究の一環であった。

そして、加藤先生の研究方法とは、文書資料を中心とした「文献学」または「資料学」に基づく研究である。歴史研究とは、本質的に資料がないと論じることができない。ただ、多くの歴史研究の関心事は「史実」解明のためにあつて、そのため文書資料の利用は記事の取捨選択に限られている。歴史研究の際には「資料批判（Text Kritik）」をおこなうことはセオリーであるが、加藤先生は、①当該資料の作成目的および性格、②作成者または機関、③成立時期および時代背景を検証し、そこに④資料の吟味をおこなうことで見えて来る「史実」を提示しているのである。

三 滿洲語文書資料の系統的研究へ

加藤直人先生は、かつて本学法學部に所属されていた。「清代新疆の遺犯について」（一九九二）はその時代に書かれたもので、資料的な制限から文書資料ではなく編纂資料を基礎資料に用いた論文である。清朝による法制度の面での整備から、新疆の「遺犯（死罪）等を減ぜられた流刑者」の開始と実態、さらに遺犯がムスリム等の反乱鎮圧に動員されたこと等を述べている。こういう問題の解明は、歴史上の問題であつても現代中国の課題とリンクすることも少なくないため、現在でも当該時期の文書資料を手にすることは非常に難しい。

一九八〇年代に入ると、直接中国で資料調査をおこなうことが可能となり、一九九〇年代になると、冷戦の終焉や進展した改革開放政策の恩恵が中国で資料閲覧をめぐる環境を大きく変化させた。加藤先生は、松村潤先生等とともにこれまでの西側諸国諸地域に加え、中国やロシアにも調査の範囲を広げ、グローバルに満洲語文書資料を系統立て研究できるようになった。また細谷良夫先生（東北学院大学名誉教授）の現地主義（実際に文書を手にする、資料が表現している空間に立つ）に最も多く随伴した一人であり、細谷先生と同じく當時まとめた現地報告は、これから

まずは天理大学所蔵のもの。天理大学には、図書館を中心に三百種類をこえる満洲語資料が所蔵されるが、満洲語資料数件を研究に用いた。「天理図書館所蔵『伊犁奏摺』について」（一九八三）・「伊犁奏摺」所収の満洲語檔案（一九八六）・「天理図書館所蔵の清代檔案」（一九八七）・「閔於天理図書館『奏摺檔』」（二〇〇〇）では、イリ將軍ジャラフンタイの上奏文や対ロシア交渉文書等、満洲文・漢文についての新事実を明らかにした。「天理大学所蔵、グキン（固慶）の奏摺について」（一九九三）では、グキン（wesimbure bulkdari jise）に収録されるホブド参贊大臣期の奏摺を検討し、藩部に属する当該地域の官員は満洲人官僚のポスト（「満缺」）であるが、十九世紀中葉以降になると、ルーティン業務や人事に関わる案件は満洲語による文書作成が義務づけられるが、一方で事件性を有するもの、具体的な検討を必要とする特別な案件は漢文で作成されるという満洲文・漢文使い分けの「規則」を指摘した。

続いて東洋文庫所蔵のもの。東洋文庫に所蔵される満洲語資料は数多いが、「檔案資料よりみた清代の立后」（一九八七）では、「嘉慶元年冊封皇后貴妃妃嬪檔」の分析を

現地を訪れて調査する研究者必読の「道標」となつてゐる。

加藤直人先生は、各地に所蔵された満洲語文書資料を用いて論文を書いてきたが、これは著名な資料だけに限らない。一地方の満洲語資料からも意味ある研究結果を導き出している「清代双城堡の屯墾について」（一九九五）では、北京に居住する貧窮した満洲人等の問題対策として、十八世紀末から十九世紀前半におこなわれた双城堡（黒龍江省）の屯田開墾の経緯やその屯丁管理方式の変化を考察したものだが、前述したグキン（固慶）繋がりであるばかりでなく、清朝史・満族史研究における「八旗生計問題」をめぐる議論としても価値がある論文である。

「大興安嶺地区における「民族」と「地域」」（一九九七）・「大興安嶺地区と満語資料」（一九九九）・「大興安嶺地区における満洲文化」（二〇〇一）・「十九世紀後半鄂倫春人的編旗与布特哈問題」（二〇〇三）では、加藤先生が細谷良夫先生等とともに莫力達瓦達斡爾族自治旗尼爾基鎮の自治旗図書館で見出した満洲語の訴状を読み解いて、当該時期における清朝の管理体制および該地区に居住する「民族」間の対立構造を明らかにした。極めて興味深いのは、該地区における満洲語の位置づけである。大興安嶺地区には、独自の言語を話すダゲール人・ソロン人やオロ

チヨン人等が居住するが、彼らの間では教養として満洲語を習得しており、それは清朝滅亡後の中華人民共和国の成立までは続いていたという指摘である。辛亥革命後の中国では、満洲人の文化が否定された時代であつたとされるが、少なくとも該地区では、そこに居住する「民族」全体の共通語として機能していたことが読みとれるのである。

ところで、加藤直人先生の名前を聞いて思い出される研究のひとつに、満洲語文書制度の展開と「史書」編纂に関する研究があげられる。こちらは、加藤先生が東洋文庫研究員としてのテーマでもある。東洋文庫とは、東京都文京区にある東洋学の研究機関であるが、東北アジア研究班（旧清代史研究室）では、かつての『満文老檔』と『旧滿洲檔・天聰九年檔』を引き継いで『鐵紅旗檔・雍正朝・乾隆朝』・『内国史院檔・天聰五年』・『同・天聰七年』・『同・天聰八年』の訳注を出版している。

これとは別に「入闋前清朝の法制史料」（一九九三）・『逃人檔』与『満文原檔』（一九九三）・「中国第一歴史檔案館所蔵『逃人檔』について」（一九九四）・『逃人檔』（二〇〇七）・「八旗の記録が如何に史書となつたか」（二〇〇八）・「清初の文書記録と『逃人檔』」（二〇一〇）・「八旗值月檔」与『実錄』的関係」（二〇一二）等、清朝の中国本土進入前における『大清太宗實錄』編纂に用いられた原

典の研究がある。清朝初期研究の基本資料としては、前述した『満文老檔』とその原典『満文原檔』が知られている

が、一九九〇年代以降になると、さらに『実錄』の別な原典が北京の中国第一歴史檔案館等で発見されている。加藤先生は、文献学に基づいて資料を吟味し、当該資料の位置づけや文書を管理した組織・機関、さらに『満文原檔』の原典の一つ「逃人檔」について検討している。『実錄』の原典と編纂過程の問題に関しては、日本だけでなく中国や台湾また欧米等の清朝史を専門とする人々や機関が、加藤先生の研究成果に絶えず注目しているのである。

おわりに

加藤直人先生には、ほかに本学通信教育部の学生向けにまとめた「入闋前清朝の諸史料について」（一九九七）・「清朝史料の世界」（二〇一五）という教材も存在する。二〇一六年には前述した『清代文書資料の研究』を上梓されたが、その後も「清代の文書資料と満洲語」（二〇一七）や「咸豐年間「新疆」における大錢の鋳造について」（二〇一八）等の新しい研究成果を発表している。今後も変わらぬ研究方法で後進を陰日向に叱咤激励して頂きたい。

以上、加藤直人先生の業績を振り返ってみた。紙幅の関係で業績のごく一部に止めたが、もし見落としている業績

註

- (1) 市場に出回っている多くの書籍やワープロ変換候補で「満州」と表記されるが、本来、満洲の「洲」はサンズイ付きが正しい。詳細は省くが、サンズイなしは、二十世紀に中國東北に日本が建国した傀儡国家「満洲國」の研究課題の一つであり、清朝史とは無関係である。ゆえに「満洲」とサンズイ付きで正しく表記しないと、加藤直人先生はじめ当該分野の研究者から白眼視されるかも知れない。また、清朝の支配層は満洲人を主体とした八旗制（八旗満洲・八旗蒙古・八旗漢軍）に所属する多「民族」集団たる「旗人」であったが、本稿では専門分野外の講説を想定し、混乱を避けるために問題のない範囲で「満洲人」や「満洲人」等」と記すことにする。

- (2) 「資料」と「史料」は「史資料」とも称され、歴史学の中では定義付けられている。筆者の学部生・院生時代、加藤先生より「清朝史・満族史では編纂された資料の文字〔史料〕だけを読み取るのではなく、書かれた媒体（紙料・木簡などの素材）や文字の書かれかた（書体や塗抹・塗改・加筆・削除など）も資料として扱う」と指導をうけた。加藤先生自身は活字化するとき制限がなければ、できるだけ区別したいと話されていた。本稿では、上記の教えを墨守したいが、混乱を避けるため、タイトルと引用等を

除き「資料」と記した。

(3) 杉山清彦「大清帝国のマンチュリア統治と帝国統合の構

造」『近代東北アジアの誕生・跨境史への試み』北海道大学出版会、一〇一八年一二月、二六二頁を参照。

(4) 加藤直人「清代文書資料の研究」(一〇一六)四頁。なお、

宮崎市定論文の引用は「清朝に於ける国語問題の一面」

『東方学論叢』第一、一九四七年七月、五三～五五頁。の

ち『宮崎市定全集』第十四卷、岩波書店、一九九一年一〇

月に再録、三三五～三三七頁)より。

(5) マーク・C・エリオット「満洲語文書資料と新しい清朝

史」細谷良夫〔編〕『清朝史研究の新たなる地平』山川出

版社、一〇〇八年一月、一一四～一二九頁を参照。

(6) 村田雄二郎「ラスト・エンペラーズは何語で話していた

か?」『ハ』とばと社会』第三号、一〇〇〇年六月、二一～

二二一頁。

(7) 加藤直人「中央アジア(一九七九年の歴史学界・回顧と展望)」(一九八〇)「四二頁。

(8) 東洋文庫の満洲語文書資料について Nicholas Poppe, Leon Hurvitz, Hidehiro Okada, "CATALOGUE OF THE MANCHUMONGOL SECTION OF THE TOYO BUNKO," Toyo Bunko, University of Washington Press, 1964. を参考。後述する「鐵紅旗檔」等も所蔵している。

◎本文中で紹介した加藤直人先生の著書・論文

・単著

一九七七：「七人のホーリヤたち」の聖戰」『史学雑誌』第八六編第一号、一九七七年一月、六〇～七二頁。

一九七八：「欽定回疆則例」について」『日本大学史学科五十周年記念歴史学論文集』一九七八年四月、六一四～六二七頁。

一九七九：*「清代起居注の研究」『東方学』第五七輯、一九七九年一月、六二～八三頁

一九七九：「台北・国立故宮博物院編『年羹堯奏摺』」「東洋学報」第六〇卷第三・四号、一九七九年三月、二二六～二三五頁。

一九八〇：「中央アジア(一九七九年の歴史学界・回顧と展望)」『史学雑誌』第八九編第五号、一九八〇年五月、二二一～二四三頁【日本歴史学界の回顧と展望】一七～内陸アジア、山川出版社、一九八八年二月、二九三～二九七頁に再録)

一九八二：「一七二三年ロブサン・ダンジンの反乱・その反乱前夜を中心として」『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社、一九八三年六月、三三三～三四九頁

一九八三：*「天理図書館所蔵『伊犁奏摺』について」『史叢』第三三号、一九八三年一月、一八～四〇頁

一九八四：「一七二三～四年、青海におけるラマの活動」『武藏野女子大学紀要』第一九号、一九八四年三月、二二一～二二二年一月、二八～五四頁

一九八五：*「檔案資料よりみた清代の立后」『東洋法史の研究』汲古書院、一九八七年九月、四五～六四頁

一九八六：*「伊犁奏摺」初集の満洲語檔案(I)」「武藏野女子大学紀要」第二二号、一九八六年二月、一～一四頁

一九八六：「ロブサン・ダンジンの叛乱と清朝・叛乱の経過を中心として」『東洋史研究』第四五卷第三号、一九八六年一二月、二八～五四頁

一九八七：*「檔案資料よりみた清代の立后」『東洋法史の研究』汲古書院、一九九三年三月、九一～一〇四頁

一九九三：*「逃人檔」与『滿文原檔』『慶祝王鍾翰先生八十寿辰學術論文集』遼寧大学出版社、一九九三年六月、六二～七〇頁

一九九四：*「中国第一歴史檔案館所蔵『逃人檔』について」『松村潤先生古稀記念清代史論叢』汲古書院、一九九四年三月、一八三～一九九頁

一九九五：*「清代双城堡の屯墾について・咸豐元年の副都統職銜總督設置をめぐって」『清代中國の諸問題』山川出版社、一九九五年七月、一四一～一五八頁

一九九七：*「大興安嶺地区における「民族」と「地域」・光緒十一年、布特哈總管衙門副總管ボドロの上訴をめぐって」『歴史学研究』六九八、一九九七年六月、二～九・七八頁

一九九二：「清代新疆の遺犯について」『清朝と東アジア』山川出版社、一九九二年二月、一一五～二三六頁

一九九三：“Lobiang Danjin's Rebellion of 1723: with a Focus on the Eve of the Rebellion,” *Acta Asiatica*, No. 64, January, 1993, pp.57-80.

一九九三：“入閏前清朝の法制史料”『中国法制史・基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年一月、五三九～五八二頁

一九九三：*「天理大学所蔵、グキン(固慶)の奏摺について」『天理大学所蔵、グキン(固慶)の奏摺について』『日本大学通信教育部研究論文集・慶祝中国第一歴史檔案館成立七十周年』上冊、中国出版公司、二〇〇〇年四月、四六一～四六九頁

一一〇〇：「大興安嶺地区における満洲文化」『アルタイ学報』第一号、一〇〇一年六月、一～一四頁

二〇〇一・「大興安嶺地区与滿語資料」『満学研究』第六輯、二〇〇二年一二月、六九～七四頁

二〇〇三・*「十九世紀後半鄂倫春人的編旗与布特哈問題」『清史論集・慶賀王鍾翰教授九十華誕』紫禁城出版社、二〇〇三年一月、五五九～五六七頁

二〇〇七・*『逃人檔』東北アジア文献研究会、二〇〇七年三月

二〇〇八・*「八旗の記録が如何に史書となつたか」『清朝史研究の新たな地平・フィールドと文書を追つて』山川出版社、二〇〇八年一月、四～二一頁

二〇一〇・*「清初の文書記録と『逃人檔』」『満族史研究』第九号、二〇一〇年一二月、九～三三頁

二〇一一・「八旗值月檔」与清初『実錄』的關係』『清史研究』二〇一二年第二期、二〇一二年二月、一二七～一二三頁

二〇一五・「清朝史料の世界」『日本大学通信教育部教材・東洋史特講Ⅰ』二〇一五年四月、七三～一三七頁

二〇一六・「清代文書資料の研究」汲古書院、二〇一六年二月（前掲*が付いたものを加筆して掲載）

二〇一七・「清代の文書資料と満洲語」『第二屆「跨越想像的邊界・族群・礼法・社会」國際學會研討會論文集2』二〇一七年二月、一～一二頁

二〇一八・「咸豐年間、「新疆」における大錢の铸造について」天理図書館所蔵『伊犁奏摺稿檔』の分析をとおして『桜文論叢』第九十六卷、二〇一八年二月、一～九頁

・共編訳注書

一九九三・『鐵紅旗檔・乾隆朝2』東洋文庫、一九九三年三月

二〇〇三年三月（共編・神田信夫・松村潤・細谷良夫・石橋崇雄・中見立夫）

二〇〇九年一月（共編・楠木賢道・杉山清彦・中見立夫・細谷良夫・松村潤）

二〇一一年三月（共編・柳澤明・楠木賢道・杉山清彦・中見立夫・細谷良夫・松村潤）

二〇一三年三月（共編・柳澤明・楠木賢道・杉山清彦・中見立夫・細谷良夫・松村潤）

【付記】本稿の執筆にあたつては、楠木賢道氏（吉林師範大学）と葉高樹氏（国立台湾師範大学）、児倉徳和氏（東京外國語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）の協力を得た。記して謝意を表する。

雑報

二〇二〇年度例会活動

◆第一回例会

日 時：二〇二一年三月二三日（土）一三時～一六時
会 場：オンライン開催

題 目：「鎌倉幕府「連署」制の成立と幕府政治の展開」

報告者：久保田和彦（鶴見大学文学部、日本大学文理学部

非常勤講師）

題 目：「徳川將軍政治権力の諸相」

報告者：福留真紀（東京工業大学准教授）

司 会：閔 幸彦（日本大学教授）

◆第三回例会

日 時：二〇二一年六月一九日（土）一五時～一七時
会 場：オンライン開催

題 目：「デジタル・アーカイヴを利用した歴史調査の可能性－西洋近現代史の事例から－」

報告者：森ありさ（日本大学教授）

司 会：高草木邦人（日本大学専任講師）

◆第四回例会

日 時：二〇二一年七月三日（土）一三時～一七時
会 場：オンライン開催

題 目：「平安中期の怨靈・吉凶・呪術の諸相」

報告者：柳 雄貴（日本大学大学院博士後期課程）

題 目：「明の冊封制度に関する一考察—朝鮮と琉球国を例に—」

報告者：閔 志峰（日本大学大学院博士後期課程）

司 会：閔 幸彦（日本大学教授）

題 目：「戦国史研究の足跡（仮）」
報告者：千葉 篤志（日本大学文理学部人文科学研究所研
程）

題 目：「戦国史研究の足跡（仮）」

報告者：千葉 篤志（日本大学文理学部人文科学研究所研
程）

史叢

第 104 号

2021年12月

東洋史特集号

特 集

- 特集にあたって (1)
 「背山事件」の記憶—宮崎滔天・中村彌六・犬養毅・平山周の場合— 高綱 博文 (3)
 <史料紹介> 京師における精神疾患者の傷害事件とその対応
 —中央研究院歴史語言研究所所蔵内閣大庫檔案を例として— 多々良圭介 (15)
 加藤直人先生の業績を振り返る 綿貫 哲郎 (21)
 『カリフ制のイスラーム法的性質：法務大臣セイイド・ベイが1340年
 3月3日のトルコ大国民議会の第2会議でカリフ制のイスラーム法
 的性質に関して行った演説』解題・訳注 (1) 粕谷 元 (59)
 『満蒙』誌上における伊藤順三 一在満日本人による「満洲」認識形成過
 程に関する事例研究として 松重 充浩 (44)
 涼山彝族土司嶺光電の教育活動 清水 享 (28)
 清代の旗人と満洲語 加藤 直人 (7)
 加藤直人先生著作目録 (1)

雑 報

日本大学史学会

SHISO

(HISTORICAL SOCIETY OF NIHON UNIVERSITY)

No.104 December 2021

Special Feature : Asian History

- Introduction for the special feature (1)
 Memory of the 'Haizan Incident': In the case of MIYAZAKI Toten, NAKAMURA
 Yaroku, INUKAI Tsuyoshi and HIRAYAMA Shu TAKATSUNA Hirohumi (3)
 An injury case by a mentally deranged person and its response in the capital Beijing TATARA Keisuke (15)
 Doctor KATO Naoto's research achievements in retrospect WATANUKI Tetsuro (21)
 A translation and commentary (1) Seyyid, *Hilâfetin Mahiyet-i Şer'iyesi: Türkiye
 Büyük Millet Meclisi'nin 3 Mart 1340 Tarihinde Mün'akid İkinci İctimai
 Hilâfetin Mahiyet-i Şer'iyesi hakkında Adliye Vekili Seyyid Bey tarafından İrad
 Olunan Nutuk*. Ankara: Türkiye Büyük Millet Meclisi Matbaası, [1924] KASUYA GEN (59)
 The works of ITO Junzo in the magazine "Manmō" (Manchuria): A case study on
 the formation process of Manchuria recognition by Japanese people in Manchuria MATSUSHIGE Mitsuhiro (44)
 Educational activities of Lianshan Yizu Tusi Ling Guangdian 嶺光電 SHIMIZU Toru (28)
 Banner People and their Manchu Language in the Qing Dynasty KATO Naoto (7)
 A list of works by Doctor Naoto Kato (1)

Miscellaneous

TOKYO: NIHON DAIGAKU SHIGAKKAI